## 複写サービスのご案内



自分のノートをコピーしたいのですが

図書館では「著作権第 31 条(図書館等における複製)」に基づいて複写サービスを行っています。図書館の所蔵資料のみ複写可能です。私物のノート等の複写はご遠慮ください。

今日の新聞をコピーさせてください



著作権法により図書館で複写できる範囲が決まっております。 詳しくは、館内掲示またはスタッフにお問い合わせください。

※当日付の新聞は最新号となります。個々の記事の半分まで複 写が可能です。



コピー機の運用が変更になったと聞きました

資料複写申込書を記入し、資料と一緒にカウンターまでお持ちください。スタッフが内容を確認いたします。(図書館資料であるか、利用者の調査研究のため、1人1部の提供であるか、コピーの範囲) ご不明な点はスタッフまでお問い合わせください。